

平成23年度 第2回今帰仁村農業委員会総会

招 集 年 月 日	平成23年5月24日(火)	開催場所	役場第2会議室
招 集 日 時	開 会	平成23年5月24日 午後2時30分	
出 席 委 員	閉 会	平成23年5月24日 午後5時	
	①	金 城 一 智	⑦ 米 須 清 和
	②	山 田 重 実	⑧ 神 山 康 賢
	③	喜 屋 武 利 直	⑩ 真 栄 田 勲
	④	大 城 豊 喜	⑪ 座 間 味 栄 哲
	⑤	山 城 力	
	⑥	金 城 智	
欠 席 委 員 番 号	⑨	與 那 嶺 勝 也	
議 事 録 署 名 委 員	④	大 城 豊 喜	⑩ 真 栄 田 勲

日程第1 会議録署名委員及び書記の任命について

日程第2 会期の日程について

日程第3 諸般の報告について

日程第4 議案の宣告について

議 長 (開 会)	<p>今帰仁村農業委員会会議規則第11条の規定により、ただ今から平成23年度第2回今帰仁村農業委員会総会を開会します。</p> <p>⑨番 與那嶺勝也委員が欠席の届出がありました。出席委員は11名中10名が出席しており、定足数に達しておりますので、総会は成立しています。</p> <p>本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりです。</p>
議 長 (日程第1)	<p>これより議事に入ります。まず(日程第1)の、書記及び議事録署名委員の指名については、議長が指名したいと思いますが異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声あり)</p>

議 長	異議なしと認め、書記には安里さゆりさん、議事録署名委員には、④番大城豊喜(おおしろ とよき)委員、⑩番眞栄田 勲(まえた いさお)委員を指名します。
議 長 (日程第2)	(日程第2)会期の決定について、本総会の会期は、本日1日間にしたいと思いますが、異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	異議なしと認め、よって会期は本日1日間と決定しました。
議 長 (日程第3)	(日程第3)諸般の報告について、事務局よりお願いします。
事 務 局	(諸般の報告)
議 長 (日程第4)	<p>議案の宣告をいたします。</p> <p>議案第4号 農地法第3条の規定による許可申請について</p> <p>議案第5号 農地法第5条の規定による許可申請について</p> <p>議案第6号 農地転用事業計画変更承認申請について</p> <p>議案第7号 農用地利用集積計画の意見決定について</p> <p>議案第8号 非農地証明願について</p> <p>議案第9号 今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について</p> <p>議案第10号 平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)および平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について</p> <p>以上です。</p> <p>本日、提案された議題第4号から議案第10号までですが、そのうち現地調査を必要とするのが20件ございますので、現地調査を行ってから審議に移りたいと思いますが、異議ございませんか。</p>
	(異議なしの声あり)
議 長	異議がないようでありますので、ただ今から現地調査のため、暫時休憩いたします。
	休憩(現地調査) 午後3時 再開 午後4時10分

議 長	<p>休憩前に引き続き、再開します。</p> <p>それでは、ただいまより議案第4号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私の方から議案第4号農地法第3条の規定による許可申請について説明します。 お手元の資料1ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、3条申請の内容を説明)</p> <p>今回の申請人は、先々月農業経営の開始で許可をもらっており、申請地に関しては、事務局2名にて現地調査を行ったところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われれます。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第4号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第4号について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第4号については原案通り可決決定いたします。</p> <p>つづきまして、議案第5号「農地法第5条の規定による許可申請について」事務局より説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>それでは、私の方から議案第5号農地法第5条の規定による許可申請について説明します。 お手元の資料2ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、5条申請の内容を説明)</p>

	<p>議案第5号、1番の申請地は、資材置場を建設予定で、周辺は生産性の低い2種農地と判断しました。</p> <p>2番から7番までの6件の申請地は、一般住宅建設予定で、1番同様2種農地と判断しました。</p> <p>以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第5号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第5号について異議ございますか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第5号については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第6号「農地転用事業計画変更承認申請について」を説明します。</p> <p>お手元の資料3ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、農地転用事業計画変更承認申請の内容を説明)</p> <p>以上の農地については、平成4年11月5日付沖縄県指令農第1742-7号にて農地法第5条申請の許可を受けていますが、その後、他に条件の良い基地を購入したため放置しておりました。今回も同様、基地として現申請人へ承継することとなり、申請しております。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第6号農地転用事業計画変更承認申請についての説明が終わりましたが、事務局説</p>

		明、現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第6号農地転用事業計画変更承認申請について異議ございますか。
		(異議なしの声あり)
議	長	異議なしと認め、議案第6号については原案通り可決決定いたします。 続きまして、議案第7号「農用地利用集積計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。
事	務	議案第7号農用地利用集積計画の意見決定について説明いたします。 お手元の資料4ページをお開き下さい。 (議案書に基づいて、個別の農用地利用集積計画の内容を説明) 以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。また、現地調査を行い確認したところ、周辺の農地に被害をもたらす事は無いと思われます。以上です。
議	長	ただ今、議案第7号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。
		(質疑なしの声あり)
議	長	議案第7号農用地利用集積計画の意見決定について異議ございますか。
		(異議なしの声あり)

議 長	<p>異議なしと認め、議案第7号については原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第8号「非農地証明願について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>続きまして、議案第8号非農地証明願について説明します。お手元の資料7ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、個別の非農地証明願の内容を説明)</p> <p>以上の農地について、現地調査を踏まえ、農地法第2条に規定する農地又は、採草放牧地でないことについての可否を求めます。以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第8号非農地証明願についての説明が終わりましたが、事務局説明・現地調査報告等にご質問・ご意見はございませんか。</p>
	<p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第8号非農地証明願について異議ございませんか。</p>
	<p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第8号については、異議なしと認め、原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第9号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について」を議題とします。事務局の説明をお願いします。</p>
事 務 局	<p>議案第9号「今帰仁村農業振興地域整備計画の意見決定について説明します。お手元の資料8ページをお開き下さい。</p>

	<p>(議案書に基づいて、農業振興地域整備計画の内容を説明)</p> <p>今回申請がありましたのは、番号1番から5番の計5件でございます。</p> <p>番号1番について説明します。今後農地として利用する計画も無い場所であり、当申請地は高齢者専用施設を建設予定であります。</p> <p>番号2番について説明します。当申請地は以前より原野状態で、今後も農地として利用する計画が無い場所であり、申請者は駐車場として利用する予定です。</p> <p>番号3番について説明します。当申請地は、今後農地として利用する予定もなく、申請者は一般住宅を建設予定です。</p> <p>番号4番について説明します。当申請地は、農機具倉庫を建設予定です。申請面積が2アール未満の為、農地法施行規則第32条第1項の「農地の転用の制限の例外」に該当するため、農地法の許可申請は必要ございません。</p> <p>番号5番について説明します。今後農地として利用する予定が無い場所であり、申請者は農家住宅を建設予定です。 以上です。</p>
議 長	<p>ただ今、議案第9号についての説明が終わりましたが、ご質問・ご意見はございませんか。</p> <p>(質疑なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第9号について異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声あり)</p>
議 長	<p>議案第9号については、異議なしと認め原案通り可決決定いたします。</p> <p>続きまして、議案第10号「平成22年度の目標及び達成に向けた活動の点検・評価(案)および平成</p>

	<p>23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を議題とします。 事務局の説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第10号について説明します。 お手元の資料16ページをお開き下さい。</p> <p>(議案書に基づいて、活動計画の内容を説明)</p> <p>「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)」について説明します。 平成21年1月23日に農林水産省「農業委員会の適正な事務実施について」の通知に基づいて定めたものであります。 農業委員会としましては、毎年地域の農業者等から意見・要望等を反映させて活動計画(案)を定め、これを広く公表し、年度終わりには、活動計画の点検・評価を行い公表する事になっております。 平成22年度の活動計画を農業委員会が点検・評価し、それを5月25日から6月15日までの間、広く農業者に公表して意見等を募集します。 応募にあった意見等を反映して、最終的な点検・評価をし、次年度の活動計画等に反映していくものであります。</p> <p>これが、平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)となっております。</p> <p>次に「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)」について説明します。 これは、次年度の農業委員会の目標及び活動計画(案)を定めまして、今帰仁村のホームページにて公表し、農業者等の意見を求めるものです。 これに関しても、年度終わり(平成23年度末)に点検・評価を実施します。</p> <p>具体的には、遊休農地対策が促進等事務から</p>

	法令事務に移り、目標を策定する事になっております。 以上です。
議 長	ただ今、議案第10号について事務局の説明が終わりましたが、報告等にご質問・ご意見はございませんか。
	(質疑なしの声あり)
議 長	議案第10号について異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	なければ、議案第10号「平成22年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価(案)について」および「平成23年度の目標及びその達成に向けた活動計画(案)について」を農業委員会案として今帰仁村のホームページにて公表する事にご異議ございませんか。
	(異議なしの声あり)
議 長	議案第10号については、異議なしと認め、素案の通りすすめることといたします。 これにて本日の日程は、すべて終了しましたので、平成23年度第2回総会を閉会します。
	閉会時刻 午後5時10分
	会長 神山康賢 印
	議事録署名委員
	印
	印